

2013年1月

Japan tax alert

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

平成25年度税制改正大綱

Contents

- ▶ 法人税
- ▶ 所得税
- ▶ 資産税
- ▶ 消費税率引上げ(平成26年4月)に伴う環境整備
- ▶ その他

1月24日、「平成25年度税制改正大綱」が公表されました。昨年12月の衆議院選挙で大勝利を収め3年ぶりに政権を奪回した自民党が中心となって取りまとめられたものです。以下、主な改正・見直し事項をご紹介します。

なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

大綱本文は、以下のURLからご覧いただけます。

http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf

より詳細な解説を掲載したニュースレターも近日中に弊法人ウェブサイトに掲載いたします。そちらもご覧ください。

法人税

- ▶ 試験研究費の法人税額特別控除(研究開発税制)の見直し
総額型の税額控除上限が当期の法人税額の20%から30%に引き上げられます。2年間の時限措置です。
- ▶ 国内設備投資促進税制の創設(時限措置)
国内の事業の用に供する工場建物や機械設備への投資額を一定以上増加させた場合に、新たに取得した機械・装置について税額控除や特別償却を認める制度が、2年間の時限措置として導入されます。
- ▶ 雇用促進税制の拡充
税額控除限度額が増加雇用者数一人当たり40万円(現行:20万円)に引き上げられます。
- ▶ 労働分配(給与支給)拡大促進税制の創設
給与や賞与などの支給額を一定以上増やした法人に税額控除が認められる制度が創設されます。3年間の時限措置です。
- ▶ 中小企業活性化のための税制
中小企業等が行う店舗改修等の設備投資に係る特別償却や税額控除制度が創設されます(2年間の時限措置)。また、中小法人交際費損金算入特例の見直しが行われます。定額控除限度額が800万円(現行:600万円)に引き上げられ、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行:10%)が廃止されます。

所得税

- ▶ 最高税率の引上げ・税率区分の見直し
所得税の最高税率が40%から45%(4,000万円超の課税所得に適用)に引き上げられます。

資産税

- ▶ 最高税率の引上げ・税率区分の見直し及び基礎控除の縮小(相続税)
相続税の最高税率が50%から55%に引き上げられます。基礎控除が「3,000万円+600万円×法定相続人数」に縮小されます(現行:5,000万円+1,000万円×法定相続人数)。
- ▶ 世代間資産移転促進(贈与税)
子・孫への教育資金の一括贈与を「一人当たり」1,500万円を限度として非課税とする措置が導入されます。

消費税率引上げ(平成26年4月)に伴う環境整備

- ▶ 低所得者対策
税率8%引上げ時における軽減税率制度の導入は見送られました。10%引上げ時に導入することを目指します。
- ▶ 住宅ローン減税の見直し・拡充
平成25年末に期限が切れる現行の住宅ローン減税制度が4年間延長されます。消費税率が8%に上がる平成26年4月から、対象となるローン残高の上限が4,000万円に引き上げられます。所得税などから差し引くことができる10年間の最大税額控除額は400万円(40万円×10年)になります。
- ▶ 自動車取得税の廃止
10%税率引上げ時に廃止されます。

その他

- ▶ **日本版 ISA(平成26年1月から導入)の見直し・拡充**
非課税口座を開設することができる期間が3年から10年に延長されます。
- ▶ **金融所得課税の一体化の拡充**
上場株式等の譲渡所得等及び配当所得と公社債等の利子所得及び譲渡所得等との損益通算が可能となります(平成28年から)。
- ▶ **事業承継税制の適用要件緩和**
現行の親族間承継要件や雇用確保要件が緩和されます。
- ▶ **延滞税の利率引下げ**
- ▶ **外国籍を利用した相続・贈与税回避スキームの封じ込め**
- ▶ **移転価格税制**
独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率(いわゆるベリール比)が加わります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20130128-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。